

「いわき大交流キックオフフォーラム」催行業務 公募型プロポーザル募集要領

1 業務の目的及び概要

今なお東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で約3千人の市民が市内外に避難していると同時に、双葉郡等からは約2万1千人の避難者を受け入れているいわき地域においては、地域コミュニティの維持・再構築のための取組とともに、いわき地域に居住する多様な主体が、復興を実感しながら夢と希望を持って共生していくための支援が必要となっています。

これに対応するため、多様な主体の共生と交流拡大による、新たな魅力あるいわき地域の創造の実現を目指す「いわき地域の復興と未来への希望をつなぐ大交流事業」及び「いわき地域の復興と未来を担う地域コミュニティ形成事業」の相乗効果による、復興と共生に向けた効果的な地域コミュニティの形成支援を目的とし、いわき大交流キックオフフォーラムの催行業務を行います。

なお、本事業は、公募型プロポーザルにより委託業者を選定します。

2 業務内容

(1) 委託業務名

「いわき大交流キックオフフォーラム」催行業務

(2) 仕様

別紙「『いわき大交流キックオフフォーラム』催行業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託業務期間

委託契約締結の日から平成31年3月29日（金）までの期間

(4) 委託費の上限

金4,900,000円（消費税及び地方消費税込み）以内

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げている条件を全て満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に、この入札に参加することに支障がないと認められた者であること。
- ③ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- ④ 募集開始からプロポーザル審査会の日までに福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。

- ⑦ 常に連絡調整できるよう体制を整えておける者であること。
- ⑧ その他、事務局との協議に柔軟、真摯に対応できること。

(2) 募集要領等の入手方法

公募要領及び参加表明書等の様式については、福島県いわき地方振興局のホームページ (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01270a/chiikirennkei-top.html>) からダウンロードして入手してください。

なお、いわき地方振興局窓口又は郵送等での配布は行いません。

4 質問等の受付

(1) 受付期限 平成31年2月4日(月) 12時00分まで(厳守)

(2) 提出方法

質問書(第1号様式)により、いわき地方振興局復興支援・地域連携室宛にファクシミリ又は電子メールにより提出してください。

電子メールの件名は「【質問】「いわき大交流キックオフフォーラム」催行業務」とし、電子メール、ファクシミリ共に、電話により送付した旨をお知らせください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

提出されたすべての質問及び回答を、2月5日(火) 17時(予定)までに電子メールにて送信します。

5 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、プロポーザル参加表明書(第2号様式)を提出期限までに提出してください。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限 平成31年2月8日(金) 12時00分まで(必着)

(2) 提出方法 いわき地方振興局復興支援・地域連携室宛に送付、持参、電子メール又はファクシミリ

※ 電子メール又はファクシミリで提出した場合は、電話にて送付した旨お知らせください。

6 企画書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、プロポーザル参加表明書(第2号様式)の提出を行った上で、企画提案書等を提出期限までに提出してください。

(1) 提出期限 平成31年2月12日(火) 12時00分まで(厳守)

(2) 提出方法 郵送又は持参

(3) 提出先 福島県いわき地方振興局 復興支援・地域連携室(担当:山田、小谷野)

(4) 企画提案書等

① 企画提案書(様式任意でA4版とする。)

② 見積書(様式は任意でA4版とする。)

経費区分が分かるように具体的に記載すること

③ 会社概要(第3号様式)

④ 業務実施体制書(第4号様式)

当事業の目的を達成するための業務実施体制について、提案企業内部のほか、具体的に連携する企業・団体とその担当内容や役割が分かるように提案すること。

⑤ 担当者経歴等(第5号様式)

本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属・氏名・経歴・過去の実績等を明記すること。

- ⑥ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第6号様式）
- ⑦ プロポーザル参加表明書（第2号様式）※原本未提出者のみ

(5) 提出部数

5部（ただし⑥⑦は原本1部のみ提出すること。）

7 企画提案書の内容

企画提案書は、仕様書に基づき、次の事項に注意して作成してください。

(1) 事業の取組内容

仕様書に基づき、広報案、展示PR方法案、オープニング・クロージング演出案について提案すること。その他、当事業の目的を達成するための独自提案をすること。

(2) 成果目標と達成への取組

アンケート等により把握する参加者満足度の目標案、及びその目標を達成するための取組を提案すること。

(3) スケジュール

仕様書に基づき当事業に取り組む際のスケジュール案を提案すること。

8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ① 提出期限を過ぎて応募申込書が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ③ 提出書類に不備があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- ⑥ 募集要領に違反すると認められる場合
- ⑦ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とします。

(5) その他

- ① 参加者は、応募申込書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- ② 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ③ 提出された企画提案書等は返却しません。
- ④ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

9 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

プロポーザルによる各社からの提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約の予定者）を選定します。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

企画提案書について企画提案者からのプレゼンテーション形式より審査を行います。審査で選定された者を契約候補者とし、契約締結の手続きを行います。

① 開催日時及び会場

平成31年2月14日（木）時間及び会場は別途通知

※ 企画提案者が審査会場に入室できる人数は3名までとします。

② プロポーザルの所要時間（予定）

15分以内の説明と5分程度の質疑を実施します。

③ 審査基準及び配点

審査項目・評価基準	評価得点	加点率
【考え方】 ・ 仕様書で示した本業務の目的や内容を理解しているか。	1・2・3・4・5	3
【事業の取組内容】 ・ 多様な主体の共生と交流拡大による、新たな魅力あるいわき地域の創造の実現のため効果的なものとなっているか。	広報案	1・2・3・4・5
	展示PR方法案	1・2・3・4・5
	オープニング・エンディング案	1・2・3・4・5
	独自提案	1・2・3・4・5
【成果目標と評価】 ・ 分かりやすく適切な成果目標案の設定と評価方法となっているか。	1・2・3・4・5	2
【スケジュール】 ・ 業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	1・2・3・4・5	3
【見積書】 ・ 適切な積算となっているか。	1・2・3・4・5	1
【業務実施体制】 ・ 業務を確実に実施できる体制が整っているか。 ・ 十分な人員配置を行っているか。	1・2・3・4・5	1
合計 100満点		

④ 通知等

(ア) 審査の結果については、企画提案者全員に通知します。

(イ) 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土日及び祝日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。
なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。

⑤ 契約の締結等

(ア) 仕様書の協議等

選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

仕様書の内容は、提案内容のとおりに反映されない場合もあります。

(イ) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は委託費の上限価格を超えないものとします。

(ウ) その他

契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

10 主なスケジュール

平成31年1月30日(水) プロポーザル募集要領のHPによる公表
平成31年2月 4日(月) 12時まで質問書の提出期限
平成31年2月 5日(火) 17時まで質問書への回答
平成31年2月 8日(金) 12時まで参加表明書の申込期限
平成31年2月12日(火) 12時まで企画提案書等の提出期限
平成31年2月14日(木) プレゼンによる審査会
平成31年2月15日(金) (予定) 審査結果の通知
平成31年2月18日(月) 以降 契約締結

11 参加表明書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒970-8026

福島県いわき市平字梅本15番地(福島県いわき地方合同庁舎1階)

福島県いわき地方振興局 復興支援・地域連携室(担当:山田、小谷野)

電話 0246-24-6253 FAX 0246-24-6019

E-mail iwaki.chiikirenkei@pref.fukushima.lg.jp

12 その他

- (1) 採用した作品等の権利は福島県に帰属する。
- (2) 当該業務として作成した各種コンテンツは、福島県のホームページ等での二次使用、また、ポスター、パンフレット等への掲載等を行う場合がある。
なお、福島県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、制作に当たっては必要な許諾を得ること。